

資本関係又は人的関係のある会社の 同一入札への参加制限に関する質疑応答

兵庫県赤穂市

I 入札参加制限一般

問1 資本関係等のある会社の同一入札への参加制限を行う趣旨は何ですか。

次の2点から、制限を行うこととしたものです。

(1) 入札の公平性の確保

親子会社や子会社同士は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上同一会社と同等にみなされ、同一入札に参加することは他の入札参加者との関係において公平性が確保できないこと。

(2) 談合の未然防止

持株会社の下に重複する業務を営む複数の子会社が属する形態は、複数の事業子会社が同一の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘があり（「建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告」（平成14年4月））、談合等の未然防止の観点から制限を加えること。

建設市場の変化に対応した建設産業の再編に向けて〈抜粋〉
(建設産業の再編の促進に関する検討委員会最終報告)

平成14年4月9日

III 再編促進のための具体的な取組み

5 その他

(2) グループ内企業の入札参加等

持株会社を活用したグループ強化などの場合、複数の事業子会社が同一工事の入札に参加することによって談合等の問題を生じやすいとの指摘がある。

持株会社の下に重複する業務を営む多数の子会社が属する形態は、経済合理性から考えにくいですが、可能性がないとは言えず、その場合、実効ある競争の確保の観点から各発注者において競争参加に制限を加える措置が必要である。

ただし、持株会社を活用して経営統合した場合に、単純に持株会社下の企業であるというだけの理由で競争参加を排除すると、経営統合のメリットを失わせることになりかねず、実効ある競争の確保の観点からの支障の有無を個別に判断すべきである。

問2 同一入札への参加制限を行う「基準」の考え方は何ですか。

資本関係又は人的関係がある会社同士の同一入札への参加を制限するものであり、支配関係等があるものとして、最低限の基準を設定しているものです。

II 資本関係

問1 資本関係がある会社同士の同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。

親子会社は、支配・従属関係に基づき一体性があり、事実上一社と同等にみなすことができ、また、子会社同士であっても、親会社を含めて全体で一社と同等にみなすことができます。

これらの会社間では、当然十分に意思疎通が図られるものであることから、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、入札参加を制限するものです。

問2 親子関係にある会社同士や、親会社を同じくする子会社同士の入札参加は認められますか。

- ① 親会社は、子会社の議決権の過半数の株式を有するなど、子会社の経営を支配しているため、同一入札への参加は認められません。
- ② 親会社を同じくする子会社同士も同じ親会社に経営が支配されているため、親子会社の関係と同様、同一企業とみなされることから、同一入札への参加は認められません。

問3 親会社と子会社の子会社（孫会社）との同一入札への参加は制限されますか。

子会社の定義は、「会社法第2条第3号の規定による子会社をいう。」と定めており、会社法施行規則第3条第3号の規定により、子会社が経営を支配している会社（孫会社）も子会社に該当することになります。

したがって、孫会社も同一入札への参加が制限されます。

また、孫会社同士も、「親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合」に該当することから、同一入札への参加について制限されます。

問4 更生会社や再生手続が存続中の会社を適用除外とする理由は何ですか。

更生会社や再生手続が存続中の会社は、財産の処分等一定の行為について、裁判所の許可が必要とされており、他の会社からの経営（株主総会等の意思決定機関）を支配されているとはいえないためです。

問5 合併を予定している企業同士、あるいは親子会社になる予定がある企業同士は同一入札への参加は制限されますか。

親子会社になった時点で本基準が適用されるため、合併や資本提携に基本合意しただけの時点においては、同一入札への参加は可能です。

Ⅲ 人的関係

問1 人的関係がある会社同士の同一入札への参加制限を行う理由は何ですか。

同一人物が二社の経営権等に関与していることから、二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問2 代表権を有しない取締役を兼任している場合も制限する理由は何ですか。

代表権の有無によらず、取締役を兼任している場合は、当該業務に係る二社が入札しようとする価格を決定し又は知り、影響力を行使しうる立場にあるためです。

問3 制限の対象となる取締役とはどのような役職をいいますか。

社外取締役を除く取締役、代表取締役をいいます。

なお、委員会設置会社（会社法第2条第1項第12号）の「取締役」（「社外取締役」を含む。）は、会社の業務を執行することができないので、制限の対象とはなりません。

問4 委員会設置会社の執行役は制限の対象となりますか。

委員会設置会社の「執行役」は、取締役会の決議により委任を受けた事項に限って決議権を有し、会社の業務を執行することができるため、取締役に準じて制限の対象となります。

執行役を兼ねる取締役も制限の対象となります。

問5 取締役が、他社の社外取締役を兼任している場合も制限の対象となりますか。

社外取締役とは、業務執行機関に対する監督機能強化のために置く役員で、その会社の業務を執行する立場にないことから、同一入札への参加は可能です。

問6 取締役が他社の執行役員を兼任している場合は、制限の対象となりますか。

執行責任を負う者として、取締役を兼ねない「執行役員」を置いている会社がありますが、執行役員は法制度上の位置づけはなく、取締役ではないため、同一入札への参加は可能です。

なお、「執行役員」と委員会設置会社の「執行役」とは異なります。

問7 執行役員が他社の執行役員を兼任している場合は制限の対象となりますか。

執行役員は業務上の責任者なので、このようなケースはないと考えられますが、仮にあった場合は、同一入札への参加は可能です。

問8 取締役が、他社の監査役を兼任している場合は制限の対象となりますか。

監査役の業務については、会社法第381条第1項、第2項により、以下のように定められており、取締役のように会社の業務を執行するものではありません。

- ① 取締役の職務の執行を監査すること
- ② 取締役等に対し事業の報告を求め、又は会社の業務及び財産の状況を調査すること

したがって、人的関係基準の「取締役」は「監査役」と異なるものであり、監査役と監査役の兼任はもとより、取締役と監査役の兼任の場合であっても、入札参加制限の対象とはなりません。

問9 人的関係について、更生会社等は制限の対象となりますか。

同一人物が二社の取締役を兼務している場合は、当該二社は人的関係があるとされ、同一入札への参加が制限されますが、例外として、このような場合に、どちらか一社が更生会社等であれば、二社とも同一入札に参加することができます。

これは、更生会社の取締役は経営権を有していないこと、再生手続が存続中の会社の取締役は、業務遂行権は有しているものの、もう一社の業務にも携わることは想定しにくいことから、二社とも入札に参加することを可能としています。

なお、同一人物がある会社の取締役と更生会社等の管財人を兼務している場合は、管財人は事業の経営権等を有していることから、同一入札への参加が制限されます。

問10 会計参与は制限の対象となりますか。

会計参与は、取締役と共同して計算書類等を作成します（会社法第374条第1項）が、監査役と同様に会社の業務を執行する者ではないため、制限の対象とはなりません。

IV 共同企業体関係

問1 A社とB社が親子会社の関係にあり、A社が共同企業体の代表者で、B社が別の共同企業体の構成員の場合は同一入札への参加は制限されますか。

共同企業体の代表者は、実質的な入札価格の決定権を持つことから、資本関係又は人的関係のある会社同士が、互いに別の共同企業体の代表者である場合や、一方がある共同企業体の代表者で他方が別の共同企業体の代表者以外の構成員である場合は、どちらかの共同企業体は、同一入札に参加できません。

また、互いに別の共同企業体の代表者以外の構成員同士であっても、入札価格を知るなど、入札価格の決定等に影響を与える恐れがあることから、どちらかの共同企業体は同一入札へ参加できません。